

大和市交通安全巡視員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市交通安全巡視員の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市交通安全巡視員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「放置自転車等」を「放置自転車等」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる職務に準ずるものとして、市長が必要と認めたものを行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。